

とやまのユネスコ無形文化遺産 10 周年・追加登録記念シンポジウム開催業務費託事業者募集にかかる公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

とやまのユネスコ無形文化遺産 10 周年・追加登録記念シンポジウムの開催にあたり、シンポジウム開催業務の委託先を決定する公募型プロポーザルを実施します。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 とやまのユネスコ無形文化遺産 10 周年・追加登録記念シンポジウム開催業務
- (2) 業務の目的 平成 28 年に本県の 3 つの祭行事を含む全国 33 の山・鉾・屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録され令和 8 年は 10 周年であることと、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」（射水市）が昨年 12 月に同行事に追加登録されたことから、これを機に県・4 市等による実行委員会が主体となりシンポジウムなどを開催し、本県の山・鉾・屋台行事の価値を再認識し地域への意識高揚を図ることで次世代への継承につなげる。
- (3) 業務の内容 別紙「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による
- (4) 委託料の限度額 金 2, 033 千円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではありません。
また、提案見積額は、この上限額を超えてはならないものとします。
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- (6) 事業主体 とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会（以下、「協議会」という。）

3. 参加条件等

- (1) 参加資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
 - イ 本店及び県内に所在する事業所等が国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ウ 富山県の指名停止措置を受けている看でないこと。
 - エ 公示日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立てが行われている看ではないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある看でないこと。
 - カ 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
 - キ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
 - ク 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
 - ケ 伝統芸能等関連イベントの実績があること。
- (2) 失格事項
応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 上記（1）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - イ 複数の提案書等を提出したとき。
 - ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
 - エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - オ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - カ そのほか不正な行為があったとき。

4. 参加中込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合、8月5日（水）12時まで（必着）に、参加申込書（様式1）をファックス、または郵送により提出してください。なお、FAX 到達確認の電話を入れて下さい。

5. 企画提案書等について

企画提案書は下記により提出してください。

(1) 提出物（各 11 部（写し可、1 部のみ原本）提出すること）

- ア 企画提案書（任意様式、A4 左綴じ（※A3 による折り込み可））、
※別紙「業務委託仕様書」を参照の上、業務の具体的な実施案を提案すること。
- イ 事業者概要書（様式 2）
- ウ 類似業務受注実績（様式 3）
- エ 委託業務実施体制（様式 4）
- オ 見積事（様式任意）

宛先は、とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会宛とし、一式ではなく、積算の内訳を記載すること。

(2) 提出先 「11. 問合せ先」に同じ。

なお、持参によらない提出の場合は、到着確認の電話を入れてください。

(3) 提出期限 令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時必着

6. 選定方法等について

(1) 審査

- ア 提出された企画提案書の書面審査により採用者を選定します。
- イ 選定結果は、企画提案書の提出があった参加者のみに対して通知します。
- ウ 選定結果に対する異議申立は、受け付けません。

(2) 評価のポイント

- ・本委託業務の実施目的をよく理解した提案であるか
- ・類似業務受注実績、委託業務実施体制は十分か
- ・業務の実施方策（スケジュール、広報体制等）は適切か
- ・経費の配分が適切か など

(3) 事業者との契約

契約候補者と提案された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事務局が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結します。契約後は、速やかに事業に着手するものとします。

7. 質問の受付

企画提案書の提出に係る質問は、下記により受付けます。

(1) 受付期間

公示の日から令和 8 年 8 月 5 日（水）12 時まで

(2) 受付方法

質問票（様式 5）に質問事項を記載し、「10. 問合せ先」へ FAX 又はメールにて送付ください。
なお、FAX 到達確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

原則、すべての参加者に、メール又は FAX により回答します。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあるのでご注意ください。

8. 企画提案書の取扱について

提出いただいた企画提案書は、下記により取り扱います。

- (1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、協議会は次の（２）のただし書き及び（３）の場合、企画提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 企画提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。ただし、委託業者として選定された提案者の企画提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。
- (3) 企画提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 企画提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (5) 提出した企画提案書を協議会に無断で他の事業等へ転用することはできません。

9. その他

- (1) 募集及び契約は、協議会の都合により中止することがあります。
- (2) シンポジウムの概要は現時点での案であり、委託契約の締結後であっても変更する場合があります。
- (3) 本プロポーザルに参加に要する一切の経費は参加者の負担とします。
- (4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については協議会の指示に従ってください。
- (5) 委託期間中において、協議会が委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益に利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10. スケジュール

- (1) 質問書提出期限 令和8年7月30日（木）12時（必着）
- (2) 参加申込書提出期限 令和8年8月5日（水）17時（必着）
- (3) 辞退届提出期限 令和8年8月6日（木）17時（必着）
- (4) 企画提案書提出期限 令和8年8月21日（金）17時（必着）
- (5) 審査結果通知、契約締結 令和8年9月上旬

11. 問合せ先（担当）

富山県教育委員会生涯学習・文化財課内

とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会事務局 高梨

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL：076-444-3456／FAX：076-444-4434

E-mail：kiyoshi.takanashi@pref.toyama.lg.jp